

フィリピン商工会議所

および

海外環境協力センター (OECC)

による

日本国およびフィリピン共和国間における環境ソリューションの活用促進に関する

了解覚書

フィリピン共和国と日本国との間における経済及びビジネス分野における協力関係の強化を目的として、フィリピン商工会議所（以下「PCCI」という。）及び海外環境協力センター（以下「OECC」という。）は、平等及び相互利益の原則に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

第1条

PCCI 及び OECC（以下「両者」という。）は、環境ソリューションをはじめとする分野において、両国間の経済協力を促進するため、関連情報の発信に係る取組及び提言を共同で推進するものとする。また、両者は、それぞれの国における市場動向、政策、法制度及び規制環境に関する情報の取得支援を行うよう努めるものとする。

第2条

両者は、貿易及び投資ミッション、ビジネス会合等のビジネスマッチングの機会を企画・実施するよう努めるものとする。これらの活動を推進するにあたり、両者は「環境インフラ海外展開プラットフォーム (JPRSI)」を積極的に活用・促進するとともに、各国における適切なビジネスネットワーク及び関係者の特定に係る支援を行うものとする。

第3条

両者は、相互の領域において開催される展示会、見本市、シンポジウム、セミナー、会議、視察、ビジネスマッチング、研修その他の貿易及び投資促進を目的とする行事への企画又は参加に関し、相互に協力するものとする。

第4条

両者は、ビジネスミッション、教育交流、会議その他類似の行事への参加を目的とした訪問に係る国際旅費、宿泊費、交通費その他の必要経費については、各自が負担するも

のとする。ただし、国内における支援については、別途協議の上、適切な範囲で提供することができるものとする。

第5条

両者は、それぞれの権限の範囲内において、相互に協力し、本了解覚書の強化及び効果的な実施に資する措置を講じるよう努めるものとする。

第6条

両者の構成員間において紛争が生じた場合には、両者は協議を行い、必要に応じて、構成員がそれぞれの法令に従い、仲裁に先立ち、調停を通じて円満に解決するよう促すものとする。

第7条

本了解覚書は、両者の署名により効力を生じるものとし、いずれかの当事者が終了日の3か月前までに書面により通知することにより終了することができるものとする。

本了解覚書の証として、下記署名者は、両者の正式な代表者として、2025年7月8日に本覚書に署名した。

エヌナ・V・マンジオ

会頭

フィリピン商工会議所

竹本和彦

理事長

海外環境協力センター (OECC)